

議案第 78 号

亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 25 年 11 月 28 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

亀山市後期高齢者医療に関する条例（平成19年亀山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第4条中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第4条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。